



広島県報

号 外
第 18 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

監査の結果..... 監査委員公表

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。
平成十九年二月十六日

広島県監査委員
同 同 同
坪 川 直 史
田 高 橋 義 則
近 光

監査の結果(平成19年1月31日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成17年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が14機関、財政的援助団体等が7団体です。

監査対象機関等一覧表

(1) 県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島学園	平成19年1月11日	平成19年1月11日	実地監査
2	農業技術大学校	平成19年1月31日	平成18年12月14日	書面監査
3	広島教育事務所	平成19年1月31日	平成18年12月15日	
4	広高等学校	平成18年12月1日	平成18年12月1日	実地監査
5	三原東高等学校	平成18年12月5日	平成18年12月5日	
6	尾道北高等学校	平成19年1月31日	平成18年12月14日	書面監査
7	音戸高等学校	平成18年11月28日	平成18年11月28日	実地監査
8	府中東高等学校	平成18年11月27日	平成18年11月27日	
9	廿日市西高等学校	平成18年12月22日	平成18年12月22日	
10	高陽東高等学校	平成19年1月31日	平成18年12月7日	書面監査
11	呉昭和高等学校	平成19年1月31日	平成18年12月6日	
12	福山商業高等学校	平成19年1月31日	平成18年12月13日	実地監査
13	大竹警察署	平成18年12月22日	平成18年12月22日	
14	加計警察署	平成18年12月1日	平成18年12月1日	

(2) 財政的援助団体等

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	財団法人 広島県スポーツ振興財団	平成18年12月5日	平成18年12月5日	実地監査
2	社団法人 広島県果実生産出荷安定基金協会	平成19年1月31日	平成18年12月13日	書面監査
3	学校法人 瀬戸内学園	平成19年1月31日	平成18年12月12日	
4	学校法人 広島加計学園	平成19年1月31日	平成19年1月12日	
5	社会福祉法人 桜風会	平成19年1月31日	平成18年11月10日	
6	社会福祉法人 ひらはら会	平成19年1月31日	平成18年12月15日	実地監査
7	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院(看護専門学校)	平成18年12月20日	平成18年12月20日	

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 広島学園

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 児童福祉法に基づく児童自立支援施設(不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設)
- ・所在地 東広島市八本松町原10844
- ・組織体制 2課26人(平成18年4月1日現在の常勤職員)
- ・児童の状況 (平成19年1月11日監査日現在)

区分	小学生	中学生	中卒児童	高校生	計
男子	1	21	0	1	23
女子	1	4	2	0	7
計	2	25	2	1	30

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

学園の寮における職員や夜間指導員等の食事代は、平成12年度の実績を基礎として平成13年度に伺い定めにより定められた額により徴収されており、その後は、額の見直しなどは行われていない。食事代については、定期的にその額の妥当性の検討を行う必要がある。

2 農業技術高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 農業後継者たる青少年及び農業者等に対する農業等に関する実践的な教育及び研修指導
- ・所在地 庄原市是松町55-1
- ・組織体制 2課(総務課, 教務課)
- ・職員数 15人(16人)〔平成18年4月1日現在で常勤職員数, ()内は非常勤職員数〕

・主な事業実績(平成18年11月1日現在)

[養成部門]

(単位:人)

教育課程	コース	修業年限	定員	在籍人数		
				1学年	2学年	合計
園芸課程	野菜コース	2年	50人 /1学年	10	9	19
	花きコース			4	3	7
	果樹コース			1	2	3
畜産課程	肉用牛・酪農コース			8	5	13
合 計			100人	23	19	42

[研修部門]

(単位:人)

研修名	研修内容	研修期間	定員	受講生
就農促進 研修	・農業経営に関する実践的な知識・技術	14～120日程 度	15	19
専門技術 研修	・農業機械の点検・運転操作 ・ビニールハウスの組立・保守管理 ・マーケティング・労務管理	2～6日	90	75
合 計			105	94

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

農業技術大学校では学校諸費会計として「広島県立農業技術大学校育友会」の会計を管理しているが、学校諸費会計は公費に準じた性格を持ち、大学校の職員が事務を取り扱っていることから適正かつ効率的に管理する必要がある。

しかしながら、当該会計では管理マニュアル等が策定されておらず、通帳とその届出印鑑の保管・管理を同一の担当者が行うなどチェック機能を発揮させる管理体制となっていなかった。

学校諸費会計の適正かつ効率的な執行及び管理を図るため、県教育委員会などの例を参考にして、学校諸費会計の取扱事務に関するマニュアルを早急に作成する必要がある。

「学校諸費会計」

教育活動上必要となる経費のうち、受益者負担の考え方にに基づき保護者から徴収している修学旅行費、教材・教具費、実習費などの金銭を管理している会計

(3) 付 記

ア 養成部門における各学年の定員は50人であるが、1学年23人、2学年19人と両学年とも定員割れし、全体の定員充足率は42%となっている。このため、今後とも、カリキュラムの工夫・充実など、魅力ある学校づくりを推進し、学生の確保に一層努めていただきたい。

イ 平成17年度の卒業生20人の場合、2年間の教育に要した実質的な費用はおおむね2億2,000万円であり、1人当たりでは約1,100万円と高額であるにもかかわらず、卒業後の就農者数が20人中5人と少なく費用対効果が低い状況となっている。学生の就農に当たっては、市町及び農業団体などと連携し、就農率の向上のための方策を検討するとともに、卒業生の就農の受け皿の確保に努めていただきたい。

「2年間の教育に要した実質的な費用」

当大学の職員の給与費を含む歳出決算額から授業料及び寮費並びに財産(家畜及び収穫物)の売払いの収入額を控除した金額

3 広島教育事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 市教育委員会の指導及び助言
市立小中学校の教育指導及び生徒指導
市立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事、研修及び給与に関すること
- ・所在地 広島市中区中町8-18
- ・所管区域 大竹市、廿日市市
- ・組織体制 2課(総務課、教育指導課)
- ・職員数 22人(平成18年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・主な事業実績(平成17年度)

管内の市教育長、小中学校教職員を対象とした会議及び研修会等の実施 44回
学校訪問指導

小学校		中学校	
学校数	訪問回数	学校数	訪問回数
27校	229回	14校	172回

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 広高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広大新開三丁目6-44
- ・教職員数 全日制：43人(7人) 定時制：11人(2人)
[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	200	200	200	600	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	197	199	198	594	29	15	8	14	66
充足率 (%)	98.5	99.5	99.0	99.0	72.5	37.5	20.0	35.0	41.3
進 学 就 職	大学・短大	159 人 (83.3%)			-				
	専修・各種	30 人 (15.7%)			1 人 (6.3%)				
	就 職	1 人 (0.5%)			10 人 (62.4%)				
	そ の 他	1 人 (0.5%)			5 人 (31.3%)				
退学者 (人)	1 (1)				13 (11)				
休学者 (人)	1				15				

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度 (平成18年3月末現在) である。
 ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納 (滞納繰越分) のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	
高等学校使用料 (全日制授業料)	2人	185,100円	2人	185,100円
高等学校使用料 (定時制授業料)	18人	204,252円	19人	227,876円

イ 収入印紙の監査日の現在高は500円の印紙が1枚であったが、郵便切手類出納簿の記載もれ2件 (2枚購入、1枚使用) のため、郵便切手類出納簿の現在高は0枚で、実際の現在高と一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意 見】

委託契約において、設計金額の積算根拠が執行伺いに「前年度実績による。」と記載があるのみで明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・自家用電気工作物保安業務
- ・廃棄物収集運搬処理業務
- ・消防設備等点検業務
- ・エレベータ保守点検業務

5 三原東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三原市中之町二丁目7 - 1
- ・教職員数 55人 (6人)

[平成18年5月1日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		200	200	240	640
生徒数(人)		201	174	237	612
充足率(%)		100.5	87.0	98.8	95.6
進 学 就 職	大学・短大	123人(52.8%)			
	専修・各種	94人(40.3%)			
	就 職	14人(6.0%)			
	そ の 他	2人(0.9%)			
退学者(人)		5(1)			
休学者(人)		4			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 尾道北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市長江三丁目7-1
- ・教職員数 61人(11人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		240	240	240	720
生徒数(人)		240	239	236	715
充足率(%)		100.0	99.6	98.3	99.3
進 学 就 職	大学・短大	198人(86.5%)			
	専修・各種	8人(3.5%)			
	就 職	0人(0.0%)			
	そ の 他	23人(10.0%)			
退学者(人)		4(3)			
休学者(人)		0			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

役務の提供に係る長期継続契約は、1年を超える継続的、反復的業務であるものが対象とされているが、年に1回実施することとされている浄化槽の清掃について、長期継続契約により委託契約を締結していた。

また、この契約は、単価契約により契約しているが、契約書に単価の単位の記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 郵便切手において、年度使用実績に見合わない過大な購入があった。郵便切手の購入に当たっては、残高や使用見込量を勘案して購入するなど、予算の効率的な執行に努める必要がある。

平成16年度からの繰越額	74,340円
平成17年度購入額	245,000円(うち77,000円分は、3月27日に購入)
平成17年度使用実績	181,700円
平成18年度への繰越額	137,640円

イ 委託契約において、見積書を徴取する業者数を増加させることにより競争性を高め、契約金額の削減を図っていたが、設計金額を前年度より増額しているが増額の根拠が明確でないもの及び設計金額は前年度と同額であるが積算根拠が明確でないものがあった。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行なう必要がある。

- ・電気設備保安業務
- ・消防設備保守業務
- ・浄化槽清掃業務
- ・浄化槽維持管理業務

7 音戸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市音戸町北隠渡1-1-1
- ・教職員数 33人(7人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		120	120	160	400
生徒数(人)		88	97	78	263
充足率(%)		73.3	80.8	48.8	65.8
進 学 就 職	大学・短大	27人(25.7%)			
	専修・各種	36人(34.3%)			
	就 職	28人(26.7%)			
	そ の 他	14人(13.3%)			
退学者(人)		13(3)			
休学者(人)		3			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成17年3月末)	
高等学校使用料(授業料) (音戸高等学校分)	5人	184,143円	5人	272,700円
高等学校使用料(授業料) (倉橋高等学校分)	2人	42,161円	6人	202,700円
定時制修学奨励金貸付金に係る返還金	2人	62,000円	2人	232,000円

倉橋高等学校分は、倉橋高等学校が平成18年4月1日付けで廃校されたことに伴い、債権管理事務を音戸高等学校が引き継いだもの。

イ 委託契約において、検査職員(事務長)による履行確認が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・電気工作物保安業務
- ・消防設備等保守点検
- ・昇降機保守点検業務
- ・浄化槽維持管理業務

8 府中東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市土生町梶屋399-1
- ・教職員数 55人(18人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全 日 制											
		都市システム科				インテリア科				普 通 科			
		1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)		40	40	40	120	40	40	40	120	120	120	160	400
生徒数(人)		41	37	32	110	39	39	32	110	117	121	151	389
充足率(%)		102.5	92.5	80.0	91.7	97.5	97.5	80.0	91.7	97.5	100.8	94.4	97.3
進 学 就 職	大学・短大	7 人 (18.9%)				13 人 (35.1%)				52 人 (36.1%)			
	専修・各種	8 人 (21.6%)				13 人 (35.1%)				66 人 (45.8%)			
	就 職	22 人 (59.5%)				10 人 (27.0%)				24 人 (16.7%)			
	そ の 他	0 人 (0%)				1 人 (2.7%)				2 人 (1.4%)			
退学者 (人)		3 (2)				4				5 (3)			
休学者 (人)		4				0				4			

課 程		全 日 制			
		計			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		200	200	240	640
生徒数(人)		197	197	215	609
充足率(%)		98.5	98.5	89.6	95.2
進 学 就 職	大学・短大	72 人 (33.0%)			
	専修・各種	87 人 (39.9%)			
	就 職	56 人 (25.7%)			
	そ の 他	3 人 (1.4%)			
退学者 (人)		12 (5)			
休学者 (人)		8			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 廿日市西高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市阿品台西6-1
- ・教職員数 60人(8人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		280	320	320	920
生徒数(人)		280	310	306	896
充足率(%)		100.0	96.9	95.6	97.4
進 学 就 職	大学・短大	172 人 (50.4%)			
	専修・各種	116 人 (34.0%)			
	就 職	18 人 (5.3%)			
	そ の 他	35 人 (10.3%)			
退学者 (人)		10 (1)			
休学者 (人)		9			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	2人 94,500円	8人 215,000円

イ 次の工事請負契約において、契約等に基づく手続の一部に不備があつた。適切な事務処理に努められたい。

工事の名称	手 続 不 備 の 内 容
体育館屋根塗装工事 (平成17年度)	・請負人に県の監督員の職・氏名を通知していなかった。 ・請負人から建設業退職金共済証紙購入届を徴取していなかった。
体育館北側法面改修工事 (平成18年度)	・請負人の経営事項審査結果通知書の確認を行っていなかった。

10 高陽東高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区落合南八丁目12-1
- ・教職員数 59人(16人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		総合学科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		240	240	240	720
生徒数(人)		239	238	234	711
充足率(%)		99.6	99.2	97.5	98.8
進 学 就 職	大学・短大	117 人 (50.9%)			
	専修・各種	86 人 (37.4%)			
	就 職	23 人 (10.0%)			
	そ の 他	4 人 (1.7%)			
退学者 (人)		4 (1)			
休学者 (人)		2			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	2人 31,500円	5人 280,200円

【意 見】

委託契約において、設計金額の積算根拠が執行伺いに「平成17年度実績額」と記載があるのみで明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・自家用電気工作物保安点検業務
- ・エレベータ保守点検業務
- ・消防用設備等点検業務

11 呉昭和高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市焼山町山の神
- ・教職員数 28人(9人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は、非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員(人)		80	120	120	320
生徒数(人)		80	104	109	293
充足率(%)		100.0	86.7	90.8	91.6
進 学 就 職	大学・短大	79 人 (66.4%)			
	専修・各種	30 人 (25.2%)			
	就 職	5 人 (4.2%)			
	そ の 他	5 人 (4.2%)			
退学者 (人)		4 (1)			
休学者 (人)		4			

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。
 ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 売店(食券及びパン販売)の設置場所として使用許可した行政財産について、許可した使用目的を変更して使用されているにもかかわらず、広島県教育委員会公有財産管理規則に基づいた取消しや変更承認の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 体育館屋根雨樋改修工事の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかった。また、この工事の工事成績評定表の作成において、工事成績評定の考査項目別運用表を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

12 福山商業高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市水呑町3535
- ・教職員数 61人(6人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	流通経済科				情報ビジネス科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員(人)	160	160	160	480	80	80	80	240	240	240	240	720
生徒数(人)	149	128	122	399	82	77	65	224	231	205	187	623
充足率(%)	93.1	80.0	76.3	83.1	102.5	96.3	81.3	93.3	96.3	85.4	77.9	86.5
進 学 就 職	大学・短大	11 人 (8.8%)			14 人 (26.9%)			25 人 (14.1%)				
	専修・各種	26 人 (20.8%)			15 人 (28.8%)			41 人 (23.2%)				
	就 職	63 人 (50.4%)			16 人 (30.8%)			79 人 (44.6%)				
	そ の 他	25 人 (20.0%)			7 人 (13.5%)			32 人 (18.1%)				
退学者 (人)	37			17			54					
休学者 (人)	0			0			0					

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

収入証紙の取扱において、証紙及び売りさばき代金出納簿に記載された売りさばき額と、指定金融機関に払い込まれた額が一致しないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

・証紙及び売りさばき代金出納簿の売りさばき金額2,800円に対し、指定金融機関への払込額が2,400円となっており、払い込まれるべき金額が400円不足(不足件数：1件)

13 大竹警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 大竹市本町一丁目 8 - 10
- ・所管区域 大竹市
- ・管内面積 78.27km²
- ・管内人口 30,466人(平成18年10月31日現在)
- ・組織体制 6課(警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課)
- ・職員数 56人(平成18年10月31日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 加計警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 山県郡安芸太田町大字加計3760 - 1
- ・所管区域 山県郡(安芸太田町、北広島町)
- ・管内面積 988.11km²
- ・管内人口 29,647人(平成18年10月31日現在)

- ・組織体制 6課(警務課, 会計課, 生活安全刑事課, 地域課, 交通課, 警備課)
- ・職員数 50人(平成18年10月31日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 財団法人 広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め, 積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに, 地域のスポーツの振興と競技力の向上を図る。
- ・住所 広島市中区基町4-1
- ・理事長 宇田 誠
- ・設立 昭和63年8月10日
- ・役職員(平成18年10月31日現在)
 - 役員27人(うち常勤なし)
 - 職員1人(非常勤)
- ・主な事業 財団法人広島県体育協会が実施する指導者等の育成事業, 国体選手強化・ジュニア選手育成等競技力向上事業及び各種全国大会・国際大会・スポーツイベント事業等への財政支援

イ 経営の状況

(単位:千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	27,110
当期支出合計 B	21,015
次期繰越収支差額 C (A - B)	6,095
資産合計 D (E + F)	1,069,162
負債合計 E	15
正味財産 F	1,069,147
(うち, 基本金)	1,037,504
(うち, 当期正味財産増加額)	4,306

(注) 総収入は, 前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金1,037,504千円のうち, 800,004千円(77.1%)を出捐(平成18年12月5日現在)

県出資のうち県負担分300,000千円, 民間寄付分500,004千円

(所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

- ア 備品のビデオカメラ(3セット)については, 財団法人広島県体育協会に無償で貸し出し, 常時県体育協会が管理・使用しているが, 当該貸し出しについて財団法人広島県体育協会との間で契約書類等の書面で整理されていなかった。

イ 財団の財務規程では固定資産は原則1個若しくは1組の取得価格20万円以上のものとされているところ、事務机・椅子併せて15万円のもの固定資産としていた。

(3) 付 記

財団の財務規程等では固定資産の減価償却の始期についての規定はないが、実際の事務処理において減価償却の算定の開始月の取り扱いが一定していなかった。

固定資産の減価償却の始期については、一般的に固定資産を取得した月からとされていることなどを参考にし、統一した会計処理を行っていただきたい。

16 社団法人 広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の安定、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し、これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・ 所在地 竹原市忠海中町一丁目2-17
- ・ 理事長 川田 洋次郎
- ・ 設立日 昭和47年11月22日
- ・ 役職員(平成18年9月30日現在)
役員10人, 職員3人
- ・ 主な事業 果実の価格が大きく低落した場合に、果樹経営への影響を緩和し、生産者の経営安定を図るための事業等

イ 経営の状況(平成17年度は、平成17年7月1日から平成18年6月30日)

(単位:千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	405,762
当期支出合計 B	398,536
次期繰越収支差額 C (A - B)	7,226
資産合計 D (E + F)	647,796
負債合計 E	440,570
正味財産 F	207,226
(うち、基本金)	100,000
(うち、当期正味財産増加額)	1,267

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金

基本金100,000,000円のうち、25,000,000円(25.0%)を出捐(平成18年12月13日現在)

(所管室 農林水産部農水産振興局農産振興室)

(イ) 補助金

a 平成17年度地域農業振興対策事業費補助金

(果実生産出荷安定基金造成事業(果実計画生産出荷促進事業))

(所管室 農林水産部農水産振興局農産振興室)

・ 補 助 額 686,280円

・ 交 付 の 目 的 うんしゅうみかんの生産流通に係る需給調整を行う。

- ・補助対象経費 果実計画生産出荷促進事業に対する交付準備金の造成を行う経費

b 平成17年度地域農業振興対策事業費補助金

(果実生産出荷安定基金造成事業(果樹経営安定対策事業))

(所管室 農林水産部農水産振興局農産振興室)

- ・補助額 99,413,296円

- ・交付の目的 うんしゅうみかんの市場価格が暴落した場合に価格補てんを行い、みかん農家の経営安定を図る。

- ・補助対象経費 果樹経営安定対策事業に対する交付準備金の造成を行う経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財産目録はすべての資産及び負債の内容を詳しく表示するための計算書類として、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、正味財産の額を示すこととなっているが、固定資産に計上すべき「計画生産資金引当金預金」及び「経営安定資金引当金預金」が流動資産に、固定負債に計上すべき「計画生産事業資金」及び「経営安定事業資金」が流動負債に計上され、貸借対照表の区分と相違していた。適正な事務処理に努められたい。

17 学校法人 瀬戸内学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 高等学校の運営
- ・住所 広島市東区尾長西二丁目12-1
- ・理事長 松本 豊彦
- ・設立年月日 大正13年2月23日
- ・学校の状況

(平成18年5月1日現在)

区 分	生 徒 数	教 員 数	職 員 数
広島県瀬戸内高等学校	1,166人	59人	5人
広島桜ヶ丘高等学校	647人	36人	2人
合 計	1,813人	95人	7人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金・授業料等軽減補助金)を交付
(所管室 県民生活部総務管理局私学振興室)

(ア) 経常費補助金

- ・補助額 458,360,000円(総事業費902,915,634円, 補助対象経費818,091,918円)
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補助額 54,930,100円(総事業費 54,930,100円, 補助対象経費 54,930,100円)
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

授業料等の軽減手続きについては、学則において広島県の規則、要項等に準じて行うとことと定められ、申請、決定及び確認が行われている。

しかし、授業料等軽減の決定の手続きは、当該法人の職務決裁規程第6条に基づく正式な稟議によらず、個別の授業料等軽減申請書の欄外での簡易決裁や口頭説明で行われ、不明確な状況となっていた。適正な事務処理に努められたい。

18 学校法人 広島加計学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 小学校、中学校、高等学校の運営
- ・住所 福山市引野町980 - 1
- ・理事長 加計 晃太郎
- ・設立年月日 昭和55年1月8日
- ・学校の状況

(平成18年5月1日現在)

区 分	生 徒 数	教 員 数	職 員 数
英数学館高等学校	242人	33人	9人
英数学館中学校	122人	22人	9人
英数学館小学校	241人	16人	3人
合 計	605人	71人	21人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金）を交付
（所管室 県民生活部総務管理局私学振興室）

(ア) 経常費補助金

- ・補 助 額 233,552,000円（総事業費711,799,959円，補助対象経費564,297,160円）
- ・交 付 の 目 的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補 助 額 3,491,200円（総事業費 3,491,200円，補助対象経費 3,491,200円）
- ・交 付 の 目 的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 授業料減免事業臨時特別経費補助金

- ・補 助 額 523,200円（総事業費 523,200円，補助対象経費 523,200円）
- ・交 付 の 目 的 私立小学校、中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った小学校、中学校の授業料等の軽減額

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 社会福祉法人 桜風会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 特別養護老人ホームの設置経営, 老人デイサービスセンターの設置経営など
- ・ 住所 府中市桜が丘三丁目2番地の1
- ・ 理事長 門田 悦治
- ・ 設立年月日 平成16年10月5日

イ 県の財政的援助等の状況

平成16, 17年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- ・ 補助額 162,689,000円(総事業費1,091,243,395円, 補助対象経費765,546,346円)
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等の施設整備の負担を軽減
- ・ 補助対象経費 次の老人福祉施設の施設整備に要する経費

名称	特別養護老人ホーム あいあい
所在地	府中市桜が丘三丁目2番地の1
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建 建築面積 延4949.96㎡
定員	入所50人, 短期入所10人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

社会福祉法人の会計処理は、「社会福祉法人会計基準」に準拠して行うこととなっているが、基準に準拠した処理がされていないことから、次のとおり平成17年度の計算書類に誤りがあった。適切な事務処理に努められたい。

- ・ 県が交付した平成17年度の施設整備に係る補助金について、次表のとおり「資金収支計算書」においては収支区分及び勘定科目を誤るとともに、「事業活動収支計算書」においては計上されていなかった。

【施設整備に係る補助金の計上科目正誤表】

区分	正		誤	
	収支区分	勘定科目	収支区分	勘定科目
資金収支計算書	施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	財務活動による収支	設備資金借入金元金償還補助金収入
事業活動収支計算書	収支区分 特別収支の部	勘定科目 施設整備等補助金収入	計上なし	

【意見】

会計処理に当たっては、今後、職員に対する研修を実施するなど処理能力の向上を図るとともに、「社会福祉法人会計基準」に基づいた適正な事務処理に努める必要がある。

また、監事による監査を適切に実施するなど経営機能の強化を図る必要がある。

20 社会福祉法人 ひらはら会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 特別養護老人ホームの設置経営, 老人デイサービスセンターの設置経営など
- ・ 住所 尾道市平原一丁目10 - 30
- ・ 理事長 木曾 宗昭
- ・ 設立年月日 平成16年10月15日

イ 県の財政的援助等の状況

平成16, 17年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- ・ 補助額 176,491,000円 (総事業費969,883,000円, 補助対象経費754,706,142円)
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等の施設整備の負担を軽減
- ・ 補助対象経費 次の老人福祉施設の施設整備に要する経費

名称	特別養護老人ホーム ひらはらの郷
所在地	尾道市平原一丁目10 - 30
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建 建築面積 延6,025.05㎡
定員	入所54人, 短期入所20人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

社会福祉法人の会計処理は、「社会福祉法人会計基準」に準拠して行うこととなっているが、次のとおり基準に準拠していないものがあった。適切な事務処理に努められたい。

ア 施設整備に当たり交付を受ける補助金については、その発生した年度（実際に補助金の交付を受けた日の属する年度ではなく、当該年度の整備経費に対して補助されることが決定した日の属する年度）に計上することとされている。

しかしながら、法人の決算では、県が交付した平成16年度補助金については平成16年度決算に計上されず、平成17年度決算に計上されていた。また、平成17年度補助金については、平成17年度決算に計上されていなかった。

これらの結果として、平成16年度及び平成17年度の計算書類に誤りがあった。

イ 施設の創設のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得することを目的として県等から交付された補助金は、「国庫補助金等特別積立金」として「貸借対照表」の「純資産の部」に計上することとされているが、計上されていなかった。

【意見】

会計処理に当たっては、今後、職員に対する研修を実施するなど処理能力の向上を図るとともに、「社会福祉法人会計基準」に基づいた適正な事務処理に努める必要がある。

また、監事による監査を適切に実施するなど経営機能の強化を図る必要がある。

21 国家公務員共済組合連合会 呉共済病院(看護専門学校)

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・ 主な事業内容 看護師養成所の運営
- ・ 所在地 呉市西中央二丁目3-28(病院)
呉市西中央三丁目2-4(学校)
- ・ 代表者 山木戸 道郎(病院長兼学校長)
- ・ 開設 明治37年10月
- ・ 学校の状況

(平成18年5月1日現在)

区 分	学生数	教職員数
国家公務員共済組合連合会 呉共済病院 看護専門学校	105	9

(注) 教職員数は、専任の者に限る。

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度看護師等養成所運営費補助金を交付(所管室 福祉保健部保健医療局医務看護室)

- ・ 補 助 額 17,736,000円(総事業費90,852,603円, 補助対象経費66,362,006円)
- ・ 交 付 の 目 的 看護師等養成所の強化及び充実
- ・ 補助対象経費 看護師等養成所の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。